

収加スマ第 12.8-4 号  
令和 3 年 12 月 22 日

加賀市議会議長 稲垣 清也 様

加賀市長 宮 元 陸



文書質問に対する回答書

加賀市議会基本条例第 9 条第 4 項に基づく令和 3 年 12 月 8 日付 林 俊昭議員からの文書質問に対し、下記のとおり回答いたします。

記

○質問項目：

(1) 片山津地区まちづくり推進協議会と同区長会の元事務員による横領疑惑について

①市のチェック体制について

各地区のまちづくり推進協議会と区長会に対しては、毎年度、活動助成費として市から多額の補助金が支払われている。

近年、担当課による審査や確認、市道などの状況はどのようなものであり、特に片山津地区では、今般の疑惑について、事前に相談や協議、指導などはあったのか。

また、市としてこの実態をいつ把握したのか。

②市のチェック機能の強化について

市として公金を助成している以上、単に書類上の審査を行うだけではなく、各団体の活動状況や予算執行状況などについて、審査や確認、指導を行うべきではないのか。

また、監査委員の知見を仰ぐなど、善後策について、所見を問う。

③団体事務員の人件費について

当該事務員の給与は、月額 11 万円となっている。勤務状況にもよるが、準公務員的な位置づけであると思われる。

市における会計年度任用職員レベルの待遇とすることは検討できないのか。

○回答：

(1) ①まちづくり推進協議会や区長会への補助金は、「住民相互の連帯感を育て、安全安心な日常生活を営めること」を目的として、「コミュニティ補助金交付要綱」に基づき交付しております。

交付の審査や確認の状況につきましては、まず、毎年四月に、その年度のまちづくり活動の事業計画と予算を明らかにした補助金の「申請書」を提出いただき、その内容がコミュニティ補助金の目的に合ったものかどうかを審査した上で、交付予定額を決定いたします。

そして、年度終了時には、事業結果と決算を「実績報告書」として提出いただき、その内容を審査確認し、補助金の額を確定させ、交付しております。

「実績報告書」の審査においては、事業の実施日、参加人数、内容などを記載した書類により、その内容がまちづくりに資するものであるかを確認し、また、決算については、収入及び支出を一件ごとに記載した明細書により、まちづくりの目的から外れた内容が含まれていないか、といった観点で審査しております。

加えて、各まちづくり推進協議会における監査結果を添付いただき、監査手続きを経ていることを確認しております。

片山津地区まちづくり推進協議会への補助金につきましても、前述のと通りの審査・確認を行ってきております。

また、今般の訴訟に関する、片山津地区のまちづくり推進協議会と区長会からの事前相談等につきましては、裁判所に提訴する以前に、その準備を進めている旨の説明を受けていたところであります。

(1) ②まちづくり活動の根本には、「地域のみんなが力を合わせる中で、自分たちが主体となって、より良いまちを作っていきたい」といった、住民の方々の思いがあるものと考えております。

このことからすれば、市が、まちづくり推進協議会や区長会の運営や財務、活動内容に関して指導や干渉を行い過ぎることは、「市と市民が協働したまちづくり」という観点からは、必ずしも好ましいこととは言えないのではないかと考えております。

今般の訴訟の争点である「事務局職員による不正な支出」に関しましては、審理が始まったところであり、今後、裁判が進んでいく中で事実が認定されていくものであります。

しかしながら、市が協議会や区長会に補助金などの形で財政支出を行っている中で、訴訟に至った現実を踏まえ、このような事態が起きないための働きかけを行うことも必要であると考えております。

そこで、先般、各協議会長と区長会長あてに、「会計の適切な管理に向けた通知」を行い、事務局職員の皆さんにお集まりいただき、その内容について説明をさせていただいたところであります。

今後は、各協議会での会計事務や監査のポイントなどを説明したガイドラインを作成し、内部でのチェック体制の強化とともに、各地区の広報で定期的に予算や決算を説明することで財務状況を共有していただくことなどを促してまいります。

加えて、各年度において抽出した地区の協議会や区長会に対して、市のまちづくり担当

職員が会計指導を行う、あるいは、会計監査に市の職員が立ち会うといったことも検討したいと考えております。

また、監査委員の方々からのご意見などもお聴きして、具体的な対応策に反映してまいりたいと思っております。

- (1) ③まちづくり推進協議会の事務局職員の人件費に関しましては、コミュニティ補助金交付要綱に基づき、一人につき月額 11 万円を補助金の上限として交付しております。

この、「11 万円」という額は補助の上限額であり、事務局職員の雇用主である各協議会がその勤務実態などを踏まえて、独自に賃金を上乗せして支払っている場合もあるとお聞きしております。

近年は協議会の活動も多岐にわたっており、それに伴って事務局職員の業務量も大きくなっている実情もありますことから、人件費の補助額については、勤務実態や会計年度任用職員の報酬額等を参考にして、適切な金額となるような見直しを検討してまいりたいと考えております。

事務担当  
総務部行政まちづくり課  
内線 2286

○質問項目：

(2) 株式会社スマートバリューに対する公正取引委員会の立入検査について

①選定方法及び選定理由について

市のホームページ刷新の業者選定に当たり、選定委員会等を設置し、選考したのか。  
また、入札方式は、一般競争契約、指名競争契約、随意契約のどの契約方式であり、どのような点で優れていたことから、採用に至ったのか。

②業者からの働きかけについて

CMSを導入する際、無償公開されたソフトの利用は認めないという旨を仕様書に記載することが、公正取引委員会から独占禁止法違反として問題視されているが、業者からこのような働きかけはなかったのか。

○回答：

(2) ①市ホームページは令和二年十月に刷新しています。その刷新につきましては、業務を行う事業者を令和二年三月に公募型プロポーザル方式で選定しています。

選定では、参加申込の時点で、三社の申請がありましたが、最終的な提案書の提出は、株式会社スマートバリュー社のみとなっています。

一社だけではありますが、提案内容の可否を判断するため、有識者二名と市民三名を選定委員とし、選定会を実施の上、株式会社スマートバリューを優先交渉権者として決定しています。

株式会社スマートバリューへ決定した理由につきましては、提案書で提出された価格が適正であり、システムの機能が基準以上であったことから、選定委員全員一致のもと、優先交渉権者として決定をいたしました。

(2) ②議員ご指摘のとおり、今回、株式会社スマートバリューが独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会からの立入検査が入った旨の報道がありました。

株式会社スマートバリューからは立入検査を受けている旨の発表はありましたが、その立入検査の理由についての詳細は、現時点で、株式会社スマートバリューからも公正取引委員会からも公表されていません。

議員のご質問につきまして、報道にあった「無償公開されたソフトの利用は認めないとの旨の要件を記載するよう株式会社スマートバリューが働きかけたのではないか」という点に関しましては、株式会社スマートバリューから、そのような働きかけは一切受けていません。

なお、市ホームページ刷新時における、公募の仕様の要件に、「CMS については、オープンソースではないパッケージ製品とすること」という記載はしていますが、セキュリティの安全性や、不具合が発生した際のメンテナンス、二十四時間体制でのサポートなど、安定した運用には、無償公開のソフトでは、対応が難しいと判断し、要件としたものです。

事務担当  
政策戦略部スマートシティ課  
内線 2456